

## 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会（第28回）

### 議事録

**日時** 令和5年3月22日（水）14:00～14:50

**場所** KKR ホテル名古屋 芙蓉の間

**出席者** 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授	副座長
川地 正教	川地建築設計室主宰	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
古阪 秀三	立命館大学 OIC 総合研究機構客員研究員	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	

オブザーバー

浅岡 宏司 愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室主査

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所  
教育委員会生涯学習部文化財保護室

株式会社竹中工務店  
株式会社安井建築設計事務所

**議題** ・木造天守整備基本計画について

**配布資料** 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会（第28回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>本日は年度末のお忙しい中、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。昨日から名古屋城春祭りが開催になりまして、そろそろ桜も本番の時期を迎えております。そうした中、木造天守整備基本計画ということで、昨年来この天守閣部会におきまして、委員の皆様方には5回にわたり大変熱心なご議論をいただき、そのおかげをもちまして、本日もお諮りする内容によって、木造天守整備基本計画の全体が出揃う運びとなっていくと考えています。これまで皆様の本当にご熱心なご議論、ご指導をいただき、やっとここまでこぎつけてまいりましたが、まだまだ今後、木造天守の実現までには大変多くの課題がございます。長い道のりではありますが、委員の皆様方に今後ますますのご指導をいただきながら、一步一步着実に木造天守の実現に向けて歩を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>本日も、限られた時間ですけれども、皆様からの忌憚のないご指導、ご意見をいただきながら、しっかりとした整備基本計画を取りまとめいきたいと考えています。引き続きご指導をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議内容</p> <p>資料の確認をいたします。A4、1枚で会議次第、裏面が出席者名簿となっています。A4、1枚の座席表。会議資料ですが、右肩に資料1と書いてある木造天守整備基本計画目次（案）および進捗管理表がA3片面の1枚。それと特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画案、資料2がA3片面であり、表紙の次に目次が1枚、その後に1-10ページ、その後に8-1ページから8-23ページまで、加えて図面編として図1-1ページから図1-104ページまでです。構成員の机上配布資料として、基本計画の1章から先ほどの図面のところまで、全体版としてA3両面で印刷した冊子を1冊配布しています。</p> <p>それでは議事に移らせていただきます。本日の会議の内容は、木造天守整備基本計画について、主に前回からの積み残しであったところの8章および図面編について、資料に整理しましたので、ご意見をいただければと考えています。</p> <p>ここからの進行は座長に一任いたします。よろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>5 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造天守整備基本計画について</li> </ul>

<p>瀬口座長</p>	<p>それでは議事の進行を務めさせていただきます。木造天守整備基本計画について、資料 1、2 について、事務局から説明をいただいてから、構成員の皆様方にご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。前回に引き続きボリュームがありますので、長くなるようでしたら、説明も大変ですので、適当に分けて進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料 1 をご覧ください。整備基本計画の目次と進捗状況をまとめております。本編 8 章構成のうち、前回までに 8 章の半分のところまで概ね取りまとめができてまいりました。今日は 8 章の残りの部分で、主にバリアフリーと、完成後の運営体制を含めた維持保全・修繕計画および復元計画図が新しい資料となりますので、ご意見を頂戴したいと存じます。</p> <p>今日、提出いたしました資料に対するご議論をいただきますと、基本計画について一通り、ご意見を頂戴した今年度末までの検討結果として、取りまとめの形になるかと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>続けて、資料 2 の説明に移ります。1 - 10 ページの鳥瞰図は、前回いただいたご指摘をふまえて、大手馬出の多聞櫓を描き込みました。</p> <p>次に、資料のページが前後してしまうのですが、8 - 11 ページをご覧ください。移動経路の段差解消としてのバリアフリー対応についてまとめています。本丸の内苑から小天守と本丸御殿の間のスペースを利用して、小天守の地下 1 階までの経路をスロープによりバリアフリーの対応を行います。また、小天守から橋台、大天守の口御門、奥御門を経て、大天守地下 1 階までの段差についても、スロープによるバリアフリー対応とします。スロープを設置できるスペースに限りがありますので、スロープの勾配が外部で 15 分の 1、内部で 12 分の 1 を超える部分が生じますが、補助者を配置するなど、運営面での体制によりカバーしていきます。このページの平面図でスロープのルートを示すとともに、8 - 12 ページの立面図で形状を示しました。</p> <p>8 - 13 ページからは、大天守内部のバリアフリー対応についてまとめています。今年度実施した『昇降技術の公募』の結果、フェリー等で実用化実績のある垂直昇降技術を選定しました。この選定した技術により、大天守地下 1 階から 1 階までをバリアフリーに対応した移動経路として整備し、これより上階については引き続きバリアフリー対応の検討を進めます。具体的には 4 月以降できるだけ早い段階で垂直昇降技術の概要などをお示しつつ、この技術を用いた移動経路のバリアフリー対応等について、市民意見を伺ったうえで、計画を精査していきたいと考えています。</p> <p>大天守地下 1 階と 1 階を結ぶ垂直昇降技術については、柱・梁の主架構を変更せず設置が可能で、取り外せば比較的容易に復元原案の姿に戻すことが可能であること、設置方法の工夫により、構造の目標性能として掲げた地震時等の建物の揺れ、最大層間変形角に追従できる構造であること、定員 4 名または車椅子利用者 1 名と介助者 1 名の搭乗が可能であることなどが、特徴として挙げられます。図 8.1.46 で、中段左</p>

	<p>側ですけれども、建物の揺れに対する垂直昇降技術の概念図を掲載しました。設置方法としては、図 8.1.48 もしくは 47 のところで示したように、梁を跨ぐ形で垂直昇降技術を支えるフレームを配置することで、かごの行き来する梁と梁の間のスペース約 1.5m×1.6m を最大限活用します。また、荷重は上階の梁で支持することで、地震時の建物の動きに追随するようにし、下階のほうには垂直昇降技術の揺れを減衰するシステムを設置します。従って、下階の出入口部分の床にレベル差が生じますが、こちらについてはスロープで対応します。ページの右側に垂直昇降技術の配置をアイソメ図でお示しました。ご覧いただいておりますように、板壁もしくは遮煙のための常時閉鎖の建具で囲われた北側の一室に配置し、大天守を観覧していただくにあたって、目立つことのない配置となっています。8-14 ページにその他の段差解消等について整理しています。観覧ルート上の敷居に、段差解消プレートを設置、階段については、足元灯の設置、手摺の付加、同じ階段での蹴上寸法の違いなどを調整する踏面への敷板の付加などの対応を行っていきます。8-15 ページ、8-16 ページはスロープの詳細図になります。以上がバリアフリーの説明になります。</p> <p>ここで、資料の 8 章の先頭、8-1 ページをご覧ください。構造計画の章で前回から追加となったところを説明します。</p> <p>8-1 ページの右下、(イ) 基礎構造の検討例について、というところを今回追加しています。ここには基礎構造の検討例ということで整理をしており、8-2 ページ、表 8.1.2 に検討例を 3 つ掲げています。こちらの 3 つの検討例については、この中から選択するというものではなく、あくまでも例として整理をしています。</p> <p>続いて避難・防災計画の追加、もしくは変更の点についてご説明します。</p>
竹中工務店	<p>8-3 ページからになります。前回の部会でご説明した防災避難関連の章で、先ほど説明のあったバリアフリーの内容を反映させた点についてご説明します。</p> <p>まず、8-3 ページの右側で、天守北東角の表階段がある部屋を遮煙区画とすることを示す各階の平面図を挙げていますけれども、地階と 1 階について、垂直昇降機を加えたかたちの変更をしています。</p> <p>8-4 と 8-5 ページも同様な内容です。防災避難計画で付加する機能をまとめた各階平面図においても、地下 1 階と 1 階の平面図の北側中央の部屋に、垂直昇降技術を反映しています。次の 8-6 ページでは、小天守と本丸御殿の間に延焼防止のために、放水銃を設置する内容を示していますが、この平面図および立面図にバリアフリーのスロープを追記しています。</p> <p>8-7 ページでは、設備計画の概要を示しています。前回示した内容と基本的には変わっていませんけれども、(ウ) の空調換気設備について、前回の説明では天守内には一切換気設備を設けないという内容にしていたのですが、小天守の地下 1 階の一角に防災設備関係を取りまとめる監視室が設けてあるので、その監視室については空調換気設備を設けるという内容を追記しています。</p>

	<p>8-8から8-10ページにおいては、天守外、内苑内および名古屋城内で、ここまで説明してきた天守内の防災設備に至るまでの設備配管のルートを示しています。8-8では、内苑外構の設備ルートを示しています。基本的に今まで本丸御殿等で設置している設備ルートを使うかたちで、今回新たに掘削するというようなことのないルートとしています。また、8-9ページでは、内苑の現在お土産物屋やトイレのある建物の東側に、水槽やキュービクルを設置しますので、それについての機器の詳細図を示しています。</p> <p>8-10ページでは、電気関係について、内苑までに至るルートを名古屋城総合事務所からぐるっと回り込んで、先ほどの設備機器を入れるところまで引っ張っていくルートを示しています。これも同様に既設の埋設ルートを使用するので、新たに掘削を行うことはないということを示しています。</p> <p>以上が防災設備関係について、前回部会から修正および追記した点の説明となります。</p>
事務局	<p>続いて、8-17ページをご覧ください。完成後の運営体制を含めた維持保全・修繕計画についてご説明します。</p> <p>天守の運営体制については、図の8-1-58に示してまいり、総括としての名古屋城総合事務所の職員4名以下、日常の組織体制として、委託先の包括責任者をはじめ、天守については清掃、案内、警備の役割、ポスト数を算定しています。これらの運営上の役割に対して、各階4名の配置を基本としつつ、総合的な管理体制のもと、繁忙状況等に応じて、本丸御殿を含めた名古屋城全体の運営管理体制の中で人員の調整をしていきます。</p> <p>8-18ページをご覧ください。維持管理の組織体制として、日常的な維持管理としての点検、また法令等に定められた定期的な点検のほか、点検により損傷箇所等を把握した場合の対応、日常点検、定期点検記録をふまえた計画的な修繕を実施していきます。</p> <p>8-19ページに、各材料の特性、城内の他の建造物、姫路城の修理履歴などを基に修繕のサイクル表を示しました。日常的な維持管理での修繕として、10年もしくは15年の補修を基本的なサイクルとし、事前の調査をしっかりと行うということが前提とはなりますが、50年を基本とした屋根、漆喰壁の補修、80年を基本とした半解体を伴う根本修理を計画しています。</p> <p>8-20ページの公開活用に移ります。8-20ページについては、前回の部会に提出した際、城下町までを含めた近世城郭を考えると、『近世武家文化』だけではなく、徳川宗春の活躍により栄えた城下町の町人文化も非常に重要であるご指摘をいただきました。検討しました結果、下から7行目になりますが、近世武家文化、町人文化、どちらも包括したかたちで、『“城”を通じて見えてくる名古屋の歴史文化』として文言を修正しました。</p> <p>続いて、8-22、23ページをご覧ください。各階の見所を巡って、天守の理解促進を図る観覧ルートの計画を掲載しました。地下1階で下足</p>

	<p>を履き換えていただき、南側の御成階段を上りのルートにして各階を巡回し、北側の表階段を下りのルートにして戻ってくる計画としています。各階に黄色で色を塗っていますが、休憩スペースを設けるなど、ゆっくりと観覧していただけるようにするとともに、1階の入側では東面に物見台を設け、内堀を挟んで北側に展示されている遺物である大天守の礎石の展望や小天守、本丸御殿側への展望などを確保します。</p> <p>続けて復元計画についてご説明します。</p>
竹中工務店	<p>図面編として、図面1-1ページからの説明となります。</p> <p>まず図面編の中では(1)計画概要、(2)透視図、(3)復元計画図、(4)仮設計画図として示しています。図面1-1から1-3ページまでで、(1)計画概要の①として、規模、仕上げの概要を示しています。</p> <p>続いて、図面1-4から1-7ページで②として、建築基準法、消防法の関係法令適用一覧表を示しています。適用除外とするうえで必要な代替措置等をまとめ、防災避難に関する項目はクリーム色、構造に関する項目は緑色で示しています。</p> <p>図面1-8ページの(2)透視図では、前回の部会でも示した想定経年変化の外観パースから抜粋したカットを示しています。</p> <p>図面1-9から1-30ページは、復元計画図の①として建築図を示しています。その中で各階平面図、断面図、立面図を示していますが、断面図にあたる図面1-15、図面1-16ページにおいては、図面下に注釈として、基礎、礎石、土台部分については今後の基礎構造の検討により修正が発生します、ということを掲げています。</p> <p>続いて、図面の1-31から1-83ページでは復元計画図の②として、防災設備を中心とした各階の設備図を示しています。</p> <p>その次の図面の1-84からは(4)の仮設計画図となります。図面の1-84から1-99では、工事中に設ける素屋根の平面図、断面図、立面図を示しています。</p> <p>それに続く図面1-100ページでは、北側の名城公園側から水堀越しに天守まわりの仮設構台に至る栈橋について、図面を示しております。図面の1-101から1-104ページでは、7章でも示した内堀保護工について天守西側、北側それぞれの主要な断面と、西側の内堀保護工の南側端部について詳細図を示しています。</p> <p>説明は以上となります。よろしく申し上げます。</p>
瀬口座長	<p>ありがとうございました。それでは、今説明いただきました追加分について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。</p>
三浦構成員	<p>確認したいのですが。8-2ページのところですけれども、一番上に例A、例B、例Cと書いてありますが、これはあくまでも案ではなくて、例であるということを確認したいのですが、それでよろしいですか。</p>
事務局	<p>今先生がおっしゃったとおり、今回、例というかたちで挙げています。この8-1ページの左上、②の構造計画のなお書きのところに書いてるように、現天守閣解体後に穴蔵石垣の現状を正確に把握するための調</p>

	<p>査を行い、その調査結果をふまえて、改めて穴蔵石垣をどうするか、基礎構造をどうするかということを検討したいと思っています。8-2ページで挙げたものは、ここの中から選ぶというのではなくて、あくまで例です。現天守閣の解体後にしっかり、改めて検討していくという考えでおります。ご理解よろしく申し上げます。</p>
三浦構成員	<p>例であるということで確認しました。それで改めて申し上げたいのですけれども。例に今3つ挙げてありますが、今年の1月10日に開かれた天守基礎構造検討に係る天守閣部会と石垣・埋蔵文化財部会との調整会議において配られた資料には、もう一つ別の例が挙げてありました。以前、竹中さんが最初に出された原案があったのですけれども、今回それが削除されていますが、削除された理由を教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>一番右側に載せていたというのは、竹中工務店さんからの技術提案書にありました基礎構造です。我々がいつもはね出し基礎と言っている、その形状を図面として比較ができるようなかたちで挙げていました。はね出し基礎については、我々の方で一旦見直すということで、議会でも説明していますので、今回、あくまで例ということで、この中では挙げていません。いずれにしても解体後にしっかり調査をして、検討することによってやっていきたいと思っています。ここはあくまで例として挙げていますので、これもないというわけではないのですけれども、これを含めて、改めて調査結果をふまえて、言い方を変えますとゼロスタートで検討していきたいと思っていますので、ご理解よろしく申し上げます。</p>
三浦構成員	<p>それで納得することにしますが、ただこれ今例として3つ挙げてあります。従って普通の常識ではこの例というのは、8-1の右下に、検討例を整理した、と書いてありますね。検討例を整理したということは、今のところこの3つしか例がないということで、これが公表されると極めて大きな誤解を招くような気がします。8-1の右下のところ、(イ)の最初の文章で、基礎構造の検討例を整理した、と書いてありますが、あくまでも現天守閣解体前の調査をしていない状態におけるところで、という限定を付けて、その状態ではこの例しか出せませんからね。そういう限定条件の文章を加えることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。局所的ではありますが調査はやっていますが、今先生が言われたように、全面的な調査での現状把握は行われていない状態で、という前提ではありますので、そのような文章を付け加えていきたいと思っています。</p>
三浦構成員	<p>ありがとうございます。</p>
瀬口座長	<p>他にはよろしいですか。お願いします。</p>
川地構成員	<p>8-11とか12とかに出ている、いわゆるスロープですね。これについて確認をしたいです。私の感覚でいうと、かなり強烈にスロープが付い</p>

	<p>ているわけですが、今回初めてこういう絵が出てきたと思うのですけれども、これもさっきの基礎構造と同じで、一つの例なのでしょうか。案なのでしょうか。その辺りの確認と、確かに愛知県ないしは名古屋市の人に優しいまちづくり条例からすると、こういうスロープが必要だということになるのですが。部分的には、こういうスロープが必要なところもあります。場所によっては人的な対応で十分可能ではないか、勝手に思っているのですけれども。今後、案として検討の余地があるのかどうか、確認をしたいと思います。</p>
事務局	<p>8 - 11 ページ、12 ページにスロープの姿を掲げていますが、基本的にこちらのルートについては、スロープで計画をしていきたいと思っています。ただ、細かなところについては、今後変更するところが生じることはあるかと思いますが、基本的にはこのルートはスロープで対応していきたいと考えています。</p>
瀬口座長	<p>8 - 12 ページのスロープの図というのは、小天守に行くのに、このスロープの下を潜っていくことになるのですか。</p>
事務局	<p>階段の一番下段の部分になってくるのですけれども、ここはスロープをブリッジ状にしており、その下を潜って階段に入っていくというようなかたちになります。</p>
瀬口座長	<p>それは、景観上はとても立派とはいえないというか。景観にこだわっている名古屋城総合事務所としては、こういうのがあるのかな、と。今の鉄筋コンクリートにエレベーターが横に付いているけれども、あれはとても不評ですよね。天守にああいうものが付いているのは。利便性ということからいえば必要なんですけども、景観上からいうととても不評だった気がするんですね。ひょっとしたら、それと同じようなことになりはしないのか。だから、人的なものもあるかもしれないし、ここは屋内に比べると勾配が緩やかですよね。だから、部分的に昇降機を使うとか。そういう工夫がいるのではないかという気がするんですね。</p> <p>これは鉄骨なのか、木材なのか。名古屋城の場合、鉄骨を使うのが好きみたいですけれども、鉄骨って割と冷たいんですね。木造ですか。文化財の場合は基本的に木造が多いですね。重要文化財なんかは。</p>
事務局	<p>このスロープについては、柱の高さ等もありますので、鉄骨で考えています。少し、小天守の階段のところから北側に、飛び出したかたちになってくるのですけれども。階段のところに設けると、階段の幅をだいぶ痛めてしまうというのがあって、ここは一旦階段の北側へ振って、小天守の御口御門へ渡っていく計画で考えています。</p>
瀬口座長	<p>景観上良くないというのが感想です。他にはよろしいですか。</p>
川地構成員	<p>今の続きになりますけれども。避難計画上は、この小天守の階段の上にスロープを付けると問題だという話だったのですが。避難計画から考えると、例えば大天守のこの地階のところを、1m600mmのクランクでスロープを付けられていますよね。避難計画の有効幅員としては1.4m</p>

	<p>ということになるわけで、スロープ自身が1.6mだから、階段を使っ ての避難というのは、ある意味では考えなくてもいいと。理屈上はね。寸 法的には。そういう意味では、スロープをどうしても付けなくてはいい けないということであれば、この小天守の階段の上に少なくとも持ってき て、スロープの下を潜るというようなことが、先ほど瀬口先生がおっし ゃったようなことがないように、考えることもできるのかなと思うので すが。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>内苑から小天守の御口御門までの階段の避難上の、というよりは、通 常の観覧時に並んでいただく場所として、ここ半分をスロープで潰して しまうよりは、ここの部分を最大限活用できるようにということで、ス ロープを階段の北側へ振ったかたちにはしています。</p>
瀬口座長	<p>他にはどうでしょうか。他にはよろしいですか。 では、私からも一つ。8-19ページのところに、修理サイクルを書 いてあって、日常的な維持管理の下から3番目に三和土が書いてあるん ですね。中に敷瓦を入れていますよね。これも当然、大勢の人が来ると 擦り減るわけだから、敷瓦を余分に作っておいて、たぶん補修に使うと いうことをやるのではないかと思うんですけども、それはそういうふう になっているのですかね。あるいは、そういうふうになっていなければ、 そういうふうにした方がいいのではないかと思います。</p>
竹中工務店	<p>特に鉛の敷瓦については、通常のものとして製作されているものでは ありませんので、余分に製作が必要になるかと思えます。基本的に、い わゆる鉛磚や瓦磚などを敷いているものについては、観覧動線上も、バ リアフリー上も、全面的にスロープの上を歩行していただくというかた ちで、直接鉛磚や瓦磚の上を歩くということはないという計画にはして います。三和土については、三和土の上の観覧動線部分は何らかの方法 を用いて養生をして、その上を通っていただくということを考えていま す。</p>
瀬口座長	<p>他によろしいですか。他によろしければ、本日説明いただくのはこれ くらいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
瀬口座長	<p>そうしますと、よろしいですかね、皆さん。お願いします。</p>
川地構成員	<p>これ、全部説明していただいたということですよ。一度ね。</p>
瀬口座長	<p>全部というか、資料1の赤字になっているところ。</p>
川地構成員	<p>仮設計画のところもざっと説明、さっきページをいわれましたけど、 説明されたということですね。それともこれからですか。</p>
事務局	<p>先ほど素屋根とか、北側からのブリッジとか、説明しています。</p>

川地構成員	<p>この仮設計画を見て、ちょっと気になったことがあるんですよ。仮設材って予想をはるかに超えるボリュームですよ。内堀の軽量盛土を含めて、解体時の仮設、新設するための素屋根を含めた仮設材で、相当量のボリュームになるかと思えます。とりわけ内堀のところ、軽量盛土とある、EPS ですか、発泡スチロール材。仮設材は当然ながら再利用材というか、リースを含めて再利用されるものをほとんど使うと思うのですけれども。例えば発泡スチロール材、相当量あるのですが、リサイクルを具体的にどうするか。あるいは、現在の天守閣を解体することによって相当な解体材が出ますけれども、SDGs 未来都市を表明されている名古屋市として、こういう仮設材の処理について、いったいどういうふうな SDGs の対応について具体的に何か考えているのか。その辺りをちょっとお聞かせ願えないかなと。相当な仮設材のボリュームになるので、その辺りをお聞かせいただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>発生材については、名古屋市は再生利用ということをしていますので、それに則ったかたちで、例えばコンクリートですとか鉄筋ですとか、そういったものは再生していくと。内堀を埋め戻す発泡スチロールについては、なかなか再生は難しいのではないかということ、今竹中さんの方からは聞いているのですが、その辺についても今後、きちんと計画を練っていききたいと思っています。</p>
川地構成員	<p>当然ながら建設リサイクル法という法律があって、それに準じてやらなくてはいけないのですが、さっきもいうように、何しろ SDGs 未来都市を表明されている名古屋市ですから、廃材にはされないとはいえませんが、解体材に対して、よりリサイクルという観点で、具体的にどんなことをすでにお考えなのか、その辺りをぜひお聞きしたいなということで質問しました。まだ時間がありますから、今後どんどん検討していただければいいかと思えます。</p>
瀬口座長	<p>ありがとうございました。他にはよろしいですか。</p>
三浦構成員	<p>お答えいただく必要はないので、以降に検討だけしておいていただきたいのですが、8-19 ページのところ。この中で、補修の上のほうの外壁・揚げ裏とあります。水色のところ、日常的な維持管理の真ん中あたりに、外壁・揚げ裏、とありますよね。これをずっと右に見ていくと、築 80 年のところで塗り替えで、それまでは日常的に補修していくということになっています。伝統的な工法の漆喰を、もし名古屋城に本当に使った場合ですと、80 年は到底もつわけありません。だいたい 20 年ぐらいしかもちません。姫路城のように、明治以後の最新型の砂漆喰を確か 40mm ぐらいですかね。漆喰の下に約 40mm の砂漆喰を入れるという、近代工法にしてやると 60 年かちょっとですか、この 80 年というのはどう考えても長すぎます。実際建てる時に、本当の伝統工法の漆喰で造るのか、それとも、姫路城のようにある程度近代工法を混ぜた外壁にするのか、その辺のところは今後検討しておいていただきたいと思っています。今回の資料においては、これで修正する必要はありませんけれども、よろしくお願ひします。</p>

事務局	<p>ありがとうございます。ご指摘のところについては、引き続き検討していきたいと思います。</p>
瀬口座長	<p>ありがとうございました。他の方はよろしいですか。</p> <p>それでは、本日一応、前回までの資料1の赤字のところですね。赤字のところを修正していただき、一部修正、新規含めて説明をしてもらい、質問、ご意見をいただきました。先ほどありました8-2ですね。基礎構造のところについては、少し検討してもらおうということだと思います。それを除きますと、ほぼ修正が、もう1つあったかもしれませんが、本日一応、先ほど所長さんが言いましたように、全体を通して一通り基本計画としてまとめられてきたので、全体整備検討会議に報告してもらおうということでよろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、全体整備検討会議に報告してもらおうということで、本日の議題を終了します。進行を事務局でお願いします。</p>
事務局	<p>瀬口座長、構成員の皆様、ありがとうございました。本日、修正すべき点等もご指摘いただいていますので、こちらを修正したうえで、全体整備検討会議に提出したいと存じます。本日いただいたご意見、まだ今後検討していかなくてはいけないというところもありましたので、そちらを基に、天守閣整備事業の推進に努めていきたいと思っています。今後ともご指導くださいますよう、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で本日の会議を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。</p>